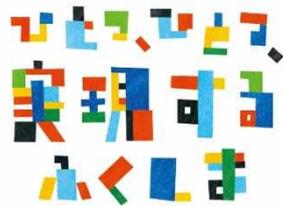


計画年度
令和4年度
～令和12年度

福島県における獣医療を提供する 体制の整備を図るための計画書

令和4年5月



福 島 県

目 次

はじめに	1
第1 整備を行う診療施設の内容その他の診療施設の整備に関する目標	6
1 診療施設及び主要な診療機器等の整備の現状	
2 診療施設別の整備に関する目標	
第2 獣医療を提供する体制の整備が必要な地域	8
第3 産業動物獣医師の確保に関する目標	9
1 産業動物獣医師の確保目標	
2 産業動物獣医師の確保対策	
第4 相互の機能及び業務の連携を行う施設の内容及びその方針	11
1 組織的な防疫体制の確立	
2 診療施設・診療機器の効率的利用、獣医療等提供システムの整備	
3 獣医療情報の提供体制の整備	
4 衛生検査機関との業務の連携	
第5 診療上必要な技術の研修の実施その他の獣医療に関する技術の向上に関する事項	13
1 臨床研修	
2 高度研修	
3 生涯研修	
第6 その他獣医療を提供する体制の整備に関し必要な事項	14
1 行政分野において適切に獣医療が提供できる体制の整備	
2 飼育者の衛生知識の啓発・普及等	
3 診療施設の整備	

はじめに

- 1 本県における獣医療の提供体制の整備については、飼育動物の診療、保健衛生指導等を通じて、動物の保健衛生の向上及び公衆衛生の向上に成果を上げ、本県の畜産業は、これまでの獣医師を含めた関係者の努力により、農林水産業の基幹的部門へと成長を遂げてきた。
- 2 一方、近年の獣医療を取り巻く状況には著しい変化がみられ、高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）、豚熱及び口蹄疫の国内発生や、国際的な懸念となっている薬剤耐性菌の増加は、県内はもとより、国内における畜産物の安定供給や食品の安全性の確保及び国民の健康維持に対する考え方について再検討を行う契機となっている。また、人や物の移動の拡大等グローバル化の進展等に伴う新興・再興感染症の侵入・発生のリスクの増大に対して、人、飼育動物及び野生動物並びにこれらを包含する生態系の健康を一体的に維持するという「One Health」の考え方に基づいた学術研究や感染症予防・管理対策、家畜衛生・公衆衛生のニーズに対応した様々な取組が、国際機関を含む国際社会において協調して進められている。そのため、これらの取組を支える獣医師に対する国際的・社会的ニーズと果たすべき責任の急速な増大とともに、それを担う獣医師の養成・確保が必要となっている。
- 3 国内でのHPAI、豚熱及び口蹄疫の発生により畜産農家の経営が脅かされ、また、薬剤耐性菌対策等による安全で良質な畜産物の安定供給に対して、消費者の大きな関心が注がれている。獣医師は、日頃の飼養衛生管理の指導や家畜伝染病の発生時における家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）に基づく的確な診断と防疫対応を担うほか、家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）等、その他の畜産関係法令の規定においても重要な役割を担っており、食品の安全性の向上や畜産の振興を図る上で、これらに的確に対応できる獣医師の養成・確保が期待されている。
- 4 さらに、本県においては、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、多くの尊い人命が犠牲になると共に、生活基盤、産業基盤等に甚大な被害が発生した。特に、東京電力福島第一原子力発電所事故で大量の放射性物質が放出されたことから、畜産農家を含む多くの住民が避難を余儀なくされた。畜産業においては、農地や牧草地などが放射性物質によって汚染されたことにより、畜産物の出荷制限、牧草の放射線低減対策、風評被害による畜産物の価格低下など、かつて経験したことのない深刻な問題が発生し、本県の獣医師は、給与する粗飼料を含む飼養管理指導、畜産物の放射線モニタリング、飼養環境の変化により増加している繁殖障害への対応等、他県では行われることのない原発事故に起

因した多種多様な対応が求められている。

5 このような状況において、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）や、令和3年12月に策定した「福島県農林水産業振興計画」及び、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）に基づき策定した「福島県酪農・肉用牛生産近代化計画」（令和3年度～令和12年度）を踏まえた畜産振興が図られる中、獣医師は、適切な獣医療の提供を通じて、家畜の伝染性疾病の発生予防や的確な防疫措置、家畜改良、飼養管理の改善等による生産性向上や省力化等による畜産の生産基盤の強化をサポートし、さらに、産業動物獣医師等の養成・確保や診療技術の高位平準化を図ることにより、国民への安全な畜産物の安定供給に寄与することが求められている。

6 また、病原微生物や有害化学物質による畜産物のリスクの低減を図るため、HACCP等の考え方を農場段階で活用した飼養衛生管理の実践が必要となっている。さらに、畜産における飼養規模の拡大と集約化が進展する中で、畜産現場では、農場単位や群単位での管理形態が普及しており、生産者からは、予防衛生に基づく生産獣医療の提供に対する要請が高まっている。

このため、獣医師に対して、従前にも増して伝染性疾病の予防や食品安全、農場の収益性向上につながる農場単位や群単位での管理に適した飼養衛生管理の指導や集団管理衛生技術等の提供、さらには、農場 HACCP、畜産 GAP の導入・普及時における指導等、幅広い獣医療の提供が要請されるようになっている。

7 このように獣医師の社会的責任や期待が高まる中、生産者、消費者等からは、良質かつ適切な獣医療を提供する獣医師の責務への関心が高まり、獣医師のコンプライアンスの徹底や職業倫理の高揚についても要請が高まっている。

8 産業動物に対する獣医療の提供面においては、産業動物を対象に診療を行う獣医師（以下、「産業動物臨床獣医師」という。）及び県に所属し主に家畜衛生行政に従事する獣医師（以下、「公務員獣医師」という。）（以下、併せて「産業動物獣医師」という。）の確保が、地域によっては難しくなることが想定される。

その背景として、産業動物臨床獣医師の高齢化が進むとともに、これらの産業動物分野へ就業を希望する獣医系大学の学生が直近の調査では2割程度と少ないことが要因と考えられており、このような状況の中で、獣医療が必要となる地域に確実に獣医療を提供することが求められている。特に、家畜伝染病発生時の防疫対応や疫学調査、飼養衛生管理基準の指導等を含む家畜伝染病予防法に係る業務の多様化に加えて、農場 HACCP に係る指導等の新たな業務の需要が高まっており、これらの業務を担う産業動物獣医師に対する社

会的ニーズが益々高まっている。

- 9 このため、今後とも、安全で良質な畜産物を安定的に提供していくためには、これら獣医療の提供が不足すると見込まれる分野や地域において安定的に獣医療を提供する体制の整備が必要となっている。
- 10 また、高度な獣医療の提供については、畜産業の現場からも、経営の安定や生産性の向上を図る観点から、最新の診断技術や治療方法の積極的な導入について要請されており、代謝プロファイルテスト、ICT 技術等を活用した飼養管理、超音波検査機器、エックス線装置等を利用した画像診断等、獣医療に関連する技術の普及の必要性が高まっている。さらに、牛、豚等の産業動物分野では、家畜人工授精師、削蹄師等の獣医療に関連する他分野の専門職との連携をさらに進める必要がある。
- 11 このような状況に対処し、本県の獣医療が、今後とも畜産業の健全な発展、動物の保健衛生、公衆衛生及び食品の安全性の向上に寄与していくよう、また、将来的にも社会的ニーズに応え得るよう、獣医療を提供する体制の整備を図っていくこととする。

獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針

獣医療法（平成4年法律第46号）第10条の規程により、農林水産大臣が定める。

令和2年5月、農林水産省は令和12年度を目標年度とする基本方針を公表した。

○獣医療法

（獣医療を提供する体制の整備のための基本方針）

第十条 農林水産大臣は、獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 獣医療の提供に関する基本的な方向
- 二 診療施設の整備及び獣医師の確保に関する目標の設定に関する事項
- 三 獣医療を提供する体制の整備が必要な地域の設定に関する事項
- 四 診療施設その他獣医療に関連する施設の相互の機能及び業務の連携に関する基本的事項
- 五 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項
- 六 その他獣医療を提供する体制の整備に関する重要事項

3 農林水産大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。

4 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、獣医事審議会の意見を聴かななければならない。

5 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

獣医療を提供する体制の整備を図るための計画

獣医療法第 11 条の規程により、県は、基本方針に則した、獣医療を提供する体制の整備を図るための計画を定めることができる。

○獣医療法

(都道府県計画)

第十一条 都道府県は、基本方針に即して、農林水産省令で定めるところにより、当該都道府県における獣医療を提供する体制の整備を図るための計画(以下「都道府県計画」という。)を定めることができる。

2 都道府県計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 整備を行う診療施設の内容その他の診療施設の整備に関する目標

二 獣医療を提供する体制の整備が必要な地域

3 都道府県計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

一 獣医師の確保に関する目標

二 相互の機能及び業務の連携を行う施設の内容及びその方針

三 診療上必要な技術の研修の実施その他の獣医療に関する技術の向上に関する事項

四 その他獣医療を提供する体制の整備に関し必要な事項

4 都道府県は、都道府県計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、農林水産大臣に報告しなければならない。

第1 整備を行う診療施設の内容その他の診療施設の整備に関する目標

1 診療施設及び主要な診療機器等の整備の現状

(1) 診療施設

産業動物診療施設の開設状況は、以下のとおりである。

(単位：ヶ所)

								備 考
	合 計	県	農 業 共 済 組 合	農 業 協 同 組 合	法 人	個 人 開 業 施 設	その他	
県北地域	26	2	1	2	5	15	1	
県中地域	41	1	3	2	7	27	1	
県南地域	16		1	2	4	9		
会津地域	14	2	1			10	1	
相双地域	10	1	1			7	1	
いわき地域	7				3	4		
合 計	114	6	7	6	19	72	4	

資料：獣医療法第3条の届出（令和3年10月現在）

(2) 主要な診療機器等

産業動物診療施設の主要な診療機器等の整備状況は、参考資料9のとおりである。

2 診療施設別の整備に関する目標

(1) 家畜保健衛生所（以下、「家保」という。）

東日本大震災とそれに伴う原発事故の影響により家畜の飼養状況等が大きく変化していることから、平成25年10月に、学識経験者等6名から構成される「家畜保健衛生所のあり方検討会」（以下、「検討会」という。）を設置し、平成26年3月に検討会から、HPAI や口蹄疫等の全県的な防疫対応を行う基幹的機能を持つ新たな家保の再編設置や、組織体制強化、診断機能向上等の提言があり、当該提言を踏まえ、県中・県南・いわきの3家保を統廃合し、平成30年2月に、石川郡玉川村に中央家保を設置した。

家畜の伝染性疾病の発生予防に係るサーベイランスや衛生管理指導等の従来の業務に加え、農場 HACCP や畜産 GAP の導入に取り組む畜産農家への支援体制を充実させるため、農場指導員を計画的に養成し、これらの取組を推進する。

また、家畜保健衛生所法施行令（平成11年政令第417号）により、家畜の保健衛生上必要な試験及び検査の信頼性を確保するために必要な措置を講ずることが義務づけられており、試験及び検査に係る各種手順書の作成並びに関連機器の整備等を通じて、各家保における診断機能の高位平準化を図る。

(2) 福島県農業共済組合（以下「NOSAI 福島」という。）

県内各地域に効率的に配置し、畜産農家の疾病予防と経営安定を図る。家保の診断機能を有効に活用するとともに、より効果的な診療体制の構築を目指し、施設の充実、高度診療機器の整備を推進する。

(3) 福島県酪農業協同組合（以下「福島県酪農協」という。）等及び個人開業

家保等の獣医療関連施設を有効に活用し、過剰な設備投資とならないよう十分配慮し、診療の効率化を図る上で必要な比較的簡易な診療機器等を主体に整備を促進する。

第2 獣医療を提供する体制の整備が必要な地域

診療施設の整備に関する目標及び産業動物獣医師の確保に関する目標を達成するために計画的な取組が必要と見込まれる地域は、次のとおり県内全域とする。

なお、産業動物臨床獣医師による獣医療の提供が困難な地域が生じると見込まれる場合においては、公益社団法人福島県獣医師会（以下、「県獣医師会」という。）、NOSAI 福島、福島県酪農協、県等の関係者により体制の整備について検討する。

地域の市町村名	所 管		
	家保	NOSAI 福島 家畜診療センター	福島県酪農協 指導診療所
福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村（8市町村）	県北家保	県北 家畜診療センター	本 所
天栄村、石川町、玉川村、浅川町、古殿町（5町村）	中央家保	いわせ石川 家畜診療センター	県南事務所
須賀川市、鏡石町、平田村（3市町村）		郡山田村 家畜診療センター	本 所
郡山市（1市）			
田村市、三春町、小野町（3市町）			
いわき市（1市）		白河 家畜診療センター	県南事務所
白河市、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村（9市町村）	会津家保	会津 家畜診療センター	本 所
会津若松市、喜多方市、南会津町、下郷町、檜枝岐村、只見町、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、柳津町、会津美里町、三島町、金山町、昭和村（17市町村）			
相馬市、南相馬市、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村（12市町村）	相双家保	浜通り 家畜診療センター	

第3 産業動物獣医師の確保に関する目標

東日本大震災等の影響で県内の家畜飼養戸数、頭数は減少したものの、令和3年度に策定した「福島県酪農・肉用牛生産近代化計画」において、令和12年度までは乳牛及び肉用牛を増頭する計画としている。

一方で、公務員獣医師やNOSAI福島等の勤務獣医師の定年退職者が増加していることから、獣医師確保対策については、継続的かつ計画的に取り組む必要がある。

1 産業動物獣医師の確保目標

(1) 獣医師の確保に当たっては、県内畜産業の復興状況を見極めながら、県、NOSAI福島及び福島県酪農協が、それぞれの獣医師定員数を確保することにより、消費者の畜産物の安全確保に対するニーズの高まり、家畜伝染病に対する危機管理等に十分な対応が可能となるよう努める。

(2) また、就職した獣医師がそれぞれの職場に魅力を持ち、高度な技術を持って業務にあたる事が出来るように、県、NOSAI福島及び福島県酪農協は、獣医師の研修等を充実させるよう努める。

2 産業動物獣医師の確保対策

(1) 県は、県の公式ホームページ、ソーシャル・ネットワーク・システム（SNS）等の積極的な活用を通じて、広報活動の強化を図る。

また、家畜衛生行政への理解を深めてもらうことを目的に、獣医系大学への訪問や獣医学生を対象とした研修を積極的に実施する。その際、公務員獣医師の確保のための取組に加えて、産業動物臨床獣医師の確保のための取組も行う。さらに、定年退職者の再雇用及び小動物臨床等を含めた民間獣医師の退職者等の潜在的な人材の活用により、公務員獣医師の確保に努める。

(2) NOSAI福島及び福島県酪農協においては、産業動物臨床への理解を深めてもらうことを目的に、獣医系大学への情報提供やインターンシップ等を実施し、勤務する獣医師の確保に努める。

また、勤務獣医師の定年退職者の再雇用を促進するとともに、各地域における家畜の飼養分布状況を勘案し、勤務獣医師を適正に配置するなど、効率的な獣医療提供体制の整備に努める。

(3) 県、NOSAI福島及び福島県酪農協は、それぞれの取り組みに協力して県全体の産業動物獣医師の確保を図る。

- (4) 獣医学生等に対する修学資金制度については、NOSAI 福島、福島県酪農協、公益社団法人福島県畜産振興協会（以下、「県畜産振興協会」という。）及び県獣医師会等の関係団体が連携を図りつつ、全国の取組状況及び成果等を十分に考慮の上、活用を検討する。
- (5) 県獣医師会は、県内における獣医師の求人情報、獣医学生に対する研修受入情報などをとりまとめ、ホームページ等の活用により積極的な情報発信に努める。
また、求職中の獣医師を登録し人材情報を共有する獣医師バンクの整備、休日・夜間診療体制の整備等について検討を行う。
- (6) 産業動物の分野においても、女性獣医師の占める割合が大きくなっていることから、県、NOSAI 福島及び福島県酪農協等は、女性獣医師が安心して働ける職場環境作りを推進する。

第4 相互の機能及び業務の連携を行う施設の内容及びその方針

1 組織的な防疫体制の確立

(1) 家保を核とし、NOSAI 福島及び福島県酪農協等の民間獣医師、県畜産振興協会及び県獣医師会等の関係団体、地域の自衛防疫を推進する協議会及び畜産農家等の連携の下で、家畜伝染病及び新疾病に対するサーベイランス体制の強化、飼養衛生管理基準の遵守状況の確認・指導等、平時における家畜の伝染性疾病に対する防疫体制の整備を図る。

また、家畜伝染病の大規模な発生に対する危機管理体制の再点検・強化のため、家畜防疫員及び協力獣医師の確保、防疫演習やHPAI、豚熱及び口蹄疫等に関する講習会の開催、保健福祉部、生活環境部等の農林水産部以外の組織に属する獣医師職員との連携、発生都道府県への家畜防疫員等獣医師の派遣体制、公務員獣医師退職者等の潜在的人材の確保等について、各地域における獣医師や団体等の連携の下で整備を図る。これらにより、家保と民間の獣医師等が一体となった組織的な防疫体制の確立を推進する。

(2) NOSAI 福島の家畜診療センターについては、基幹的な診療施設として産業動物診療に大きな役割を担っており、家畜共済事業の推進のみならず、家畜衛生・防疫、畜産農家への食品安全に関する指導、産業動物臨床獣医師の養成、獣医学生に対する臨床実習等への協力、畜産農家のニーズに対応した指導等、様々な役割を果たしていることから、引き続き、各地域の家畜診療センターを中心に、当該地域において安定的に獣医療が提供されるよう、地域に応じた取組を推進するとともに、家畜の伝染性疾病の発生予防を図るため、家保と連携して、畜産農家における飼養衛生管理の向上に対する指導に努める。

(3) 福島県酪農協の酪農指導所については、乳用牛の診療に大きな役割を担っており、酪農振興と生乳の安定供給のため、様々な役割を果たしていることから、引き続き、各地域の酪農指導所を中心に、当該地域において安定的に獣医療が提供されるよう、地域に応じた取組を推進するとともに、家畜の伝染性疾病の発生予防を図るため、家保と連携して、酪農家における飼養衛生管理の向上に対する指導に努める。

2 診療施設・診療機器の効率的利用、獣医療等提供システムの整備

診療の迅速化・的確化を推進する上では、診療施設・診療機器の高度化を図ることが重要であるが、高度な診療機器等を各々の診療施設において整備することは過剰な設備投資につながるおそれがある。このため、NOSAI 福島、福島県酪農協及び家保等、診療施設間の連携協力の下での機能分担を促進する。

また、家保における飼養衛生管理等の確認・指導等を効率的に行うため、情報通信技術の活用を検討する。

3 獣医療情報の提供体制の整備

診療施設相互の機能が円滑に発揮されるよう、NOSAI 福島及び福島県酪農協等の民間獣医師、家保等の獣医療関連機関の相互の情報交換のための体制構築を図る。

また、家保は、関係機関等との連携協力の下、抗体検査、遺伝子検査等の衛生検査結果、薬剤耐性菌の浸潤状況の調査結果、食肉衛生検査結果等の情報を診療及び保健衛生指導に活用するための獣医療情報の提供体制の整備を図る。

4 衛生検査機関との業務の連携

畜産経営における規模拡大や集約化が進展し、獣医療提供の重点は、今後とも個体を中心とした診療技術から、農場単位や群単位での集団管理衛生技術に移行するものと考えられる。集団管理衛生技術においては、環境衛生、飼養衛生、血清診断等総合的かつ高度な専門技術を必要とするが、このうち、特殊な機器や施設を必要とする技術については、家保や民間検査機関等の衛生検査機関との業務の連携を促進する。

第5 診療上必要な技術の研修の実施その他の獣医療に関する技術の向上に関する事項

1 臨床研修

(1) 県は、公務員獣医師に対し、家畜衛生等の行政に携わっていく上で必要な知識・技術及び畜産関連産業等の知識・経験の修得を目的として実施される技術研修、講習会等への参加の促進を図る。また、飼養衛生管理基準の指導や防疫措置の円滑な実施のため、家保のみならず、NOSAI 福島及び福島県酪農協等と連携し、産業動物臨床獣医師等も対象とした研修や演習を推進する。

(2) NOSAI 福島及び福島県酪農協は、臨床現場における実践的獣医療技術、家畜伝染病発生時の防疫措置を含む家畜衛生、公衆衛生、法令、食品のリスク管理、畜産・食品関連産業等に関する知識・技術の修得を図るため、県と連携し、新規獣医師のうち診療分野に就業する者を対象とする臨床研修への参加の促進を図る。

2 高度研修

(1) 県は、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門等において開催される講習会への公務員獣医師の参加により、地域における獣医療技術の普及の担い手となる指導者の養成を図るとともに、当該指導者による地域の獣医師への技術指導等を計画的に行い、地域の獣医療の技術の向上を推進する。

(2) NOSAI 福島及び福島県酪農協は、獣医師が最新の獣医療技術を用いた獣医療を提供していくため、NOSAI 福島等の施設を利用した集団管理衛生技術、高度診療機器による診断・治療技術等の修得を目的として実施される技術研修や、県獣医師会等が開催する学会及び研修会等への産業動物臨床獣医師の参加促進を図る。

3 生涯研修

(1) 県、NOSAI 福島及び福島県酪農協は、産業動物獣医師が、日進月歩する獣医療技術及び海外悪性伝染病、新興・再興感染症等に関する知識・技術を適時適切に取り入れることにより、社会的ニーズに対応した獣医療を提供していくため、県獣医師会等が開催する研修会等への参加や当該団体等が提供する教材等の利用の促進を図る。

(2) 研修施設への移動が困難な地域等に勤務する獣医師についても、情報通信機器等を活用した教材の利用による研修の促進に努める。

(3) 離職・休職中の獣医師を対象とした技術研修への参加の促進を図る。

第6 その他獣医療を提供する体制の整備に関し必要な事項

1 行政分野において適切に獣医療が提供できる体制の整備

産業動物臨床や家畜衛生行政に加え、公衆衛生行政や動物愛護管理行政、さらには野生動物管理等の自然環境保全や小動物獣医療も勘案し、地域の獣医療の状況を十分に把握するとともに、監視指導体制の整備や獣医療に関する相談窓口の明確化等の具体的な対策について検討の促進を図る。

2 飼育者の衛生知識の啓発・普及等

(1) 産業動物獣医師においては、自衛防疫活動の強化を始めとして、畜産農家に対する家畜衛生や食品の安全性の向上に関する知識・技術の一層の啓発・普及に努めるとともに、農場 HACCP や畜産 GAP の普及の促進を図る。

(2) 飼育動物の適切な健康管理を図るため、飼育者に対する衛生知識の啓発・普及及び健康相談活動の促進を図る。

さらに、獣医師によるインフォームドコンセントの徹底、県獣医師会等による獣医療相談窓口の設置等適切な獣医療の提供のために必要な条件整備の促進を図る。

3 診療施設の整備

都道府県計画に基づき診療施設の整備を推進する場合には、獣医療法第15条の規定に基づき、株式会社日本政策金融公庫が実施する農林漁業施設資金の融資について一層の活用を図る。

日本政策金融公庫資金

株式会社日本政策金融公庫は、都道府県知事の認定を受けた者に対し、畜産業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金であって当該認定に係る診療施設整備計画に従って診療施設の整備を実施するために必要なもののうち農林水産大臣及び財務大臣の指定するものの貸し付けの業務を行うことができる。

○獣医療法

(診療施設整備計画の認定)

第十四条 都道府県計画に基づいて診療施設の整備を図ろうとする者は、診療施設の整備に関する計画(以下「診療施設整備計画」という。)を作成し、これを都道府県知事に提出して、当該診療施設整備計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 診療施設整備計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 診療施設の整備の目標
- 二 診療施設の整備の内容及び実施時期
- 三 診療施設の整備を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法

3 都道府県知事は、第一項の認定の申請があった場合において、農林水産省令で定めるところにより、その診療施設整備計画が、都道府県計画に照らし適切なものであり、かつ、畜産業の振興に資するための診療施設の整備に係るものであると認めるときは、その認定をするものとする。

4 前三項に規定するもののほか、診療施設整備計画の認定及びその取消しに関し必要な事項は、政令で定める。

(株式会社日本政策金融公庫からの資金の貸付け)

第十五条 株式会社日本政策金融公庫は、株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)第十一条に規定する業務のほか、前条第一項の認定を受けた者に対し、畜産業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金であって当該認定に係る診療施設整備計画に従って診療施設の整備を実施するために必要なもの(他の金融機関が融通することを困難とするものであって、資本市場からの調達が困難なものに限る。)のうち農林水産大臣及び財務大臣の指定するものの貸付けの業務を行うことができる。

2 前項に規定する資金の貸付けの利率、償還期限及び据置期間については、政令で定める範囲内で、株式会社日本政策金融公庫が定める。

参 考 資 料

- 1 県内の畜種別家畜飼養状況(飼養戸数、飼養頭羽数及び1戸あたりの平均頭羽数)
- 2 令和2年度における家畜疾病の発生状況(死亡頭数、廃用頭数)
- 3-1 令和2年度における家畜疾病の発生状況(と畜場における廃棄数及び廃棄の要因等)
- 3-2 令和2年度における家畜疾病の発生状況(食鳥処理場における廃棄数及び廃棄の要因等)
- 4 飼育動物の疾病発生等の状況(家畜伝染病予防法に基づく監視伝染病等の発生状況等)
- 5-1 全国及び県内における獣医師の就業先
- 5-2 全国及び県内における産業動物獣医師の世代別分布
- 6 県内における獣医師の退職予定
- 7 産業動物を対象とする診療施設の廃業状況
- 8 診療対象飼育動物別の管理獣医師の数、活動状況等
- 9 産業動物診療施設における整備状況
- 10 令和2年度における獣医師の診療頭数及び平均診療時間等
- 11 獣医療等に関する学会、研修会、講習会等の開催状況

福 島 県

1 県内の畜種別家畜飼養状況(飼養戸数、飼養頭羽数及び1戸あたりの平均頭羽数)

(令和2年2月1日時点)

		飼養戸数	飼養頭羽数	1戸あたり平均頭羽数	備考
県全体					
乳用牛		320	11,922	37.3	
	中央家保管内	190	6,840	36.0	
	県北家保管内	92	3,568	38.8	
	会津家保管内	21	713	34.0	
	相双家保管内	17	801	47.1	
肉用牛		1,959	48,898	25.0	
	中央家保管内	1,378	34,389	25.0	
	県北家保管内	356	8,339	23.4	
	会津家保管内	137	2,756	20.1	
	相双家保管内	88	3,414	38.8	
豚		69	131,587	1907.1	
	中央家保管内	38	82,018	2158.4	
	県北家保管内	14	26,042	1860.1	
	会津家保管内	12	13,570	1130.8	
	相双家保管内	5	9,957	1991.4	
採卵鶏(千羽単位) ※100羽以上飼養農場を集計		92	5,952	64.7	
	中央家保管内	39	3,571	91.6	
	県北家保管内	31	1,621	52.3	
	会津家保管内	10	16	1.6	
	相双家保管内	12	744	62.0	
ブロイラー(千羽単位) ※100羽以上飼養農場を集計		53	967	18.2	
	中央家保管内	5	128	25.6	
	県北家保管内	39	563	14.4	
	会津家保管内	3	22	7.3	
	相双家保管内	6	254	42.3	
種鶏(千羽単位) ※100羽以上飼養農場を集計		24	426	17.8	
	中央家保管内	14	334	23.9	
	県北家保管内	10	92	9.2	
	会津家保管内	0	0	0	
	相双家保管内	0	0	0	

2 令和2年度における家畜疾病の発生状況(死亡頭数及び廃用頭数)

支所名	区分	病類別(単位:頭数)																												共済加入頭数										
		循環器病		造血液器及び病		呼吸器病		消化器病		泌尿器病		生殖器病		泌乳器病		妊娠・分娩及び産後の疾患		新生子異常		神経系病		感覚器病		内分泌及び代謝疾患		運動器病		皮膚病			中毒		ウイルス病		細菌・真菌病		原虫・寄生虫病		外傷不慮その他	
		死亡	廃用	死亡	廃用	死亡	廃用	死亡	廃用	死亡	廃用	死亡	廃用	死亡	廃用	死亡	廃用	死亡	廃用	死亡	廃用	死亡	廃用	死亡	廃用	死亡	廃用	死亡	廃用		死亡	廃用	死亡	廃用	死亡	廃用	死亡	廃用		
県北	乳用牛	28				6		4							2		10										7	1									4			
	肉用牛	15				5		8	1							1		13		1																				
	一般馬																																							
	豚																																							
	小計	43				11		12	1						2		11		13		1						7	1									4			
安達	乳用牛	21				4		15						4	1	19	10							1		3	16										12			
	肉用牛	151				40		41	1							2		108	1							2	15													
	一般馬																																							
	豚																																							
	小計	172				44		56	1					4	1	21	10	108	1					1		5	31									12				
郡山田村	乳用牛	34				1		18						7		15	6							1		2	10	2							1		4			
	肉用牛	39		1	1	14		44	4	2	2					4	2	96		1						1	9										3			
	一般馬	1																																						
	豚																																							
	小計	74		1	1	15		62	4	2	2			7		19	8	96		1				1		3	19	2								7				
いわせ石川	乳用牛	29						6						2		5										1											1			
	肉用牛	27			1	6		37	4	1	3					2		79					1		1	9											3			
	一般馬							1																																
	豚																																							
	小計	56			1	6		44	4	1	3			2		7		79					1		1	10										4				
白河	乳用牛	73				17		25						30		12								5		15		1							1		3			
	肉用牛	38				25		26	3	6	1					2	1	70	1	2				2		1	1										1			
	一般馬																																							
	豚																																							
	小計	111				42		51	3	6	1			30		14	1	70	1	2				7		15	1	2								1		4		
会津	乳用牛	6				1		3	1					2		1	3									1	6													
	肉用牛	5				4		10	1	2								23								8														
	一般馬																																							
	豚																																							
	小計	11				5		13	2	2				2		1	3	23								9	6													
相馬	乳用牛	4						3	1	1						2																								
	肉用牛	16				6		14		1								38								1	3										1			
	一般馬	3						2																																
	豚																																							
	小計	23				6		19	1	2						2		38		1	1					1	3	2									1			
双葉	乳用牛	3						1								8																								
	肉用牛	9				2		5								1	1	12		1																				
	一般馬																																							
	豚																																							
	小計	12				2		6								9	1	12		1																				
いわき	乳用牛	3						2						1		3								2		1														
	肉用牛	4						7	3	2								19								1											1			
	一般馬																																							
	豚																																							
	小計	7						9	3	2				1		3		19						2		2										1				
合計	乳用牛	201				29		77	2	1			48	1	75	19							9		28	35	3								8		1	1	24	
	肉用牛	304		1	2	102		192	17	14	6				12	4	458	2	5				3		13	38	1							1	21	1		9		
	一般馬	4						3																																
	豚																																							
	小計	509		1	2	131		272	19	15	6			48	1	87	23	458	2	6	1		12		41	73	6						1	29	1	1	1	33		

3-2 令和2年度における家畜疾病の発生状況(食鳥処理場における廃棄数及び廃棄の要因等)

※福島県食肉衛生検査所事業概要より

食鳥の種類		ブロイラー			成鶏			あひる			七面鳥			合計			
検査羽数		4,505,971			3,432			0			0			4,509,403			
措置内容		禁止	全部棄	一部棄	禁止	全部棄	一部棄	禁止	全部棄	一部棄	禁止	全部棄	一部棄	禁止	全部棄	一部棄	
処分実羽数		21,203	31,775	47,891	23	71	4	0	0	0	0	0	0	21,226	31,846	47,895	
疾病別羽数	ウイルス病													0	0	0	
	鶏痘													0	0	0	
	伝染性気管支炎													0	0	0	
	伝染性喉頭気管炎													0	0	0	
	ニューカッスル病			/			/			/			/	0	0	0	
	鶏白血病			/			/			/			/	0	0	0	
	封入体肝炎			/			/			/			/	0	0	0	
	マレック病			/			/			/			/	0	0	0	
	その他			/			/			/			/	0	0	0	
	細菌病														0	1,857	0
	大腸菌症		1,857	/			/			/			/		0	1,857	0
	伝染性コリーザ			/			/			/			/		0	0	0
	サルモネラ症			/			/			/			/		0	0	0
	ブドウ球菌症			/			/			/			/		0	0	0
	その他			/			/			/			/		0	0	0
	その他の疾病			/			/			/			/		0	0	0
	毒血症			/			/			/			/		0	0	0
	膿毒症			/			/			/			/		0	0	0
	敗血症			/			/			/			/		0	0	0
	真菌症			/			/			/			/		0	0	0
	原虫病(トキソ除く)		103	/			/			/			/		0	103	0
	寄生虫病			/			/			/			/		0	0	0
	変性		7,523	24,203											0	7,523	24,203
	尿酸塩沈着症			/			/			/			/		0	0	0
	水腫			1											0	1	0
	腹水症	1,823	4,421	/	8		/			/			/		1,831	4,421	0
	出血		217	11,438											0	217	11,438
炎症		6,430	10,736		25	3								0	6,455	10,739	
萎縮			/			/			/			/		0	0	0	
腫瘍		44	3		8									0	52	3	
臓器の異常な形等			5											0	0	5	
異常体温			/			/			/			/		0	0	0	
黄疸			/			/			/			/		0	0	0	
外傷		498	1,504			1								0	498	1,505	
中毒諸症			/			/			/			/		0	0	0	
削瘦及び発育不良	10,829	10,142	/	15	38	/			/			/		10,844	10,180	0	
放血不良	3,235	512	/			/			/			/		3,235	512	0	
湯漬過度		20	/			/			/			/		0	20	0	
その他	5,316	7	2											5,316	7	2	
計	21,203	31,775	47,891	23	71	4	0	0	0	0	0	0	0	21,226	31,846	47,895	

5-1 全国及び県内における獣医師の就業先

全国		H22	H24	H26	H28	H30	R2(構成比)
獣医師合計		35,379	38,293	39,098	38,985	39,710	40,251 (100%)
産業動物(家畜)診療		4,497	4,366	4,317	4,270	4,335	4,402 (10.9%)
公務員	農林水産分野	3,382	3,444	3,433	3,409	3,372	3,405 (8.5%)
	公衆衛生分野	5,028	5,260	5,518	5,430	5,493	5,531 (13.7%)
	環境分野等	376	533	505	511	486	482 (1.2%)
小動物(ペット)診療		13,271	14,640	15,205	15,330	15,774	16,203 (40.3%)
教員、民間会社等		4,551	5,541	5,570	5,586	5,791	5,832 (14.5%)
無職等		4,274	4,509	4,550	4,449	4,459	4,396 (10.9%)

産業動物
獣医師
7,807人
(19.4%)

福島県		H22	H24	H26	H28	H30	R2(構成比)
獣医師合計		573	536	529	546	551	549 (100%)
産業動物(家畜)診療		147	113	108	118	107	98 (17.9%)
公務員	農林水産分野	67	67	65	65	65	65 (11.8%)
	公衆衛生分野	66	62	63	67	68	71 (12.9%)
	環境分野等	0	2	5	3	4	3 (0.5%)
小動物(ペット)診療		156	154	151	156	160	161 (29.3%)
教員、民間会社等		51	50	52	51	61	50 (9.1%)
無職等		86	88	85	86	86	101 (18.4%)

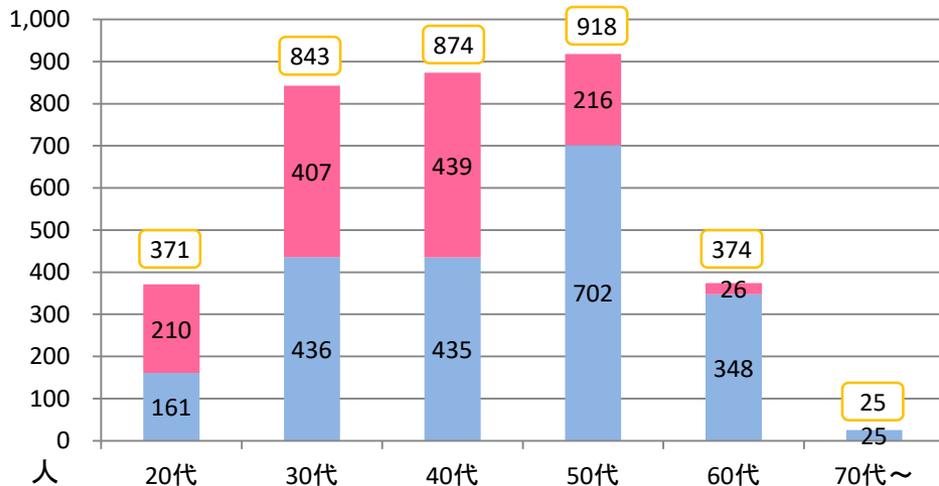
産業動物
獣医師
163人
(29.7%)

5-2 全国及び県内における産業動物獣医師の世代分布

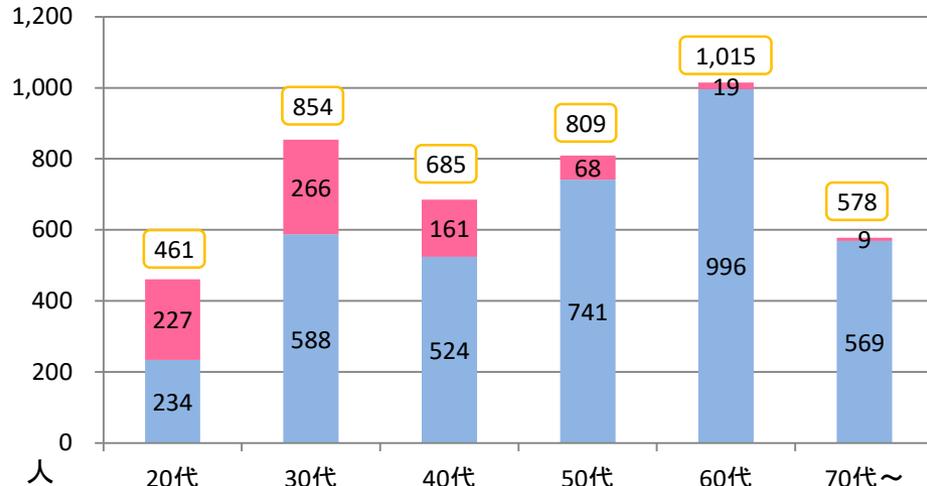
〈全国〉

公務員獣医師 (農林水産分野)

■ 女性 ■ 男性 □ 合計



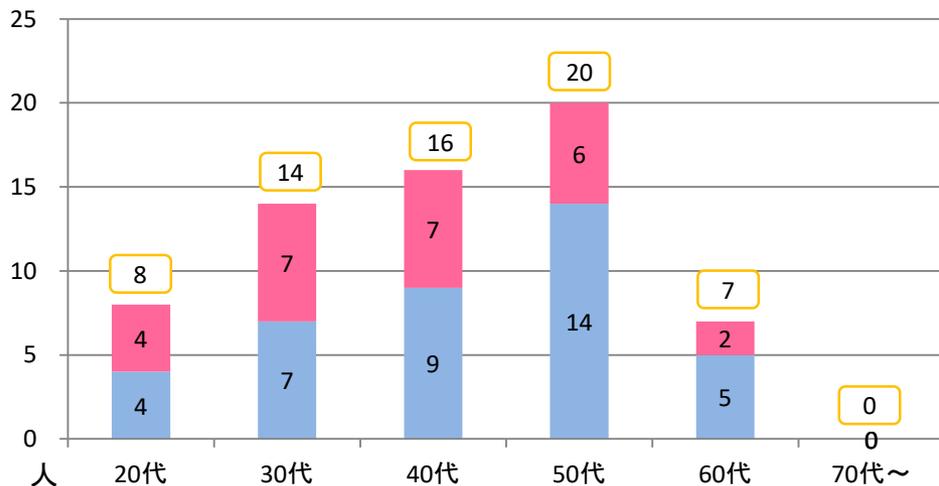
産業動物 臨床獣医師



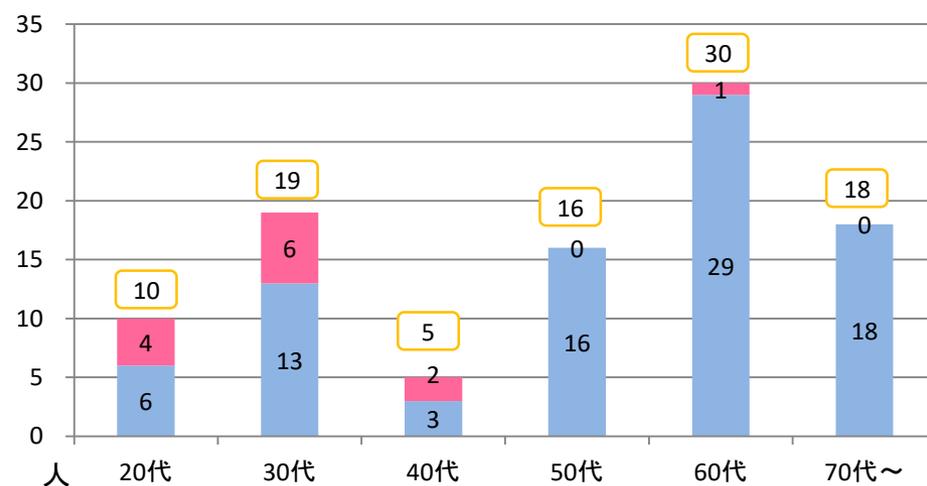
〈福島県〉

公務員獣医師 (農林水産分野)

■ 女性 ■ 男性 □ 合計



産業動物 臨床獣医師



6 県内における獣医師の退職予定

(1) 公務員獣医師

【福島県】

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	備考
合計	4	2	7	2	3	1	1	0	4	1	
うち女性獣医師数	1	0	2	0	0	0	1	0	2	1	
農林水産分野	1	2	6		3				2		
うち女性獣医師数	1		2						2		
公衆衛生分野	3		1	2		1	1		2	1	
うち女性獣医師数							1			1	
環境分野											
うち女性獣医師数											
その他											
うち女性獣医師数											

【中核市】

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	備考
合計	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	
うち女性獣医師数	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	
農林水産分野											
うち女性獣医師数											
公衆衛生分野	1				1						
うち女性獣医師数					1						
環境分野											
うち女性獣医師数											
その他											
うち女性獣医師数											

※定年は60歳とし、令和4年度以降、2年ごとに1歳ずつ引き上げて試算した。
 (令和3年度:60歳、令和4、5年度:61歳、令和6、7年度:62歳、令和8、9年度:63歳、令和10、11年度:64歳、令和12年度:65歳)

(2) 産業動物臨床獣医師

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	備考
合計	3	2	6	4	4	3	2	5	4	6	
うち女性獣医師数	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	
農業共済組合		1	2	3		1		1			
うち女性獣医師数											
農業協同組合		1	1			1					
うち女性獣医師数											
その他法人											
うち女性獣医師数											
個人開業施設	3		3	1	4	1	2	4	4	6	
うち女性獣医師数									1		

※農業共済組合及び農業協同組合は、定年を60歳とした。

※個人開業施設は、定年を75歳とし、獣医師法第22条の届出(令和2年12月31日時点)より試算した。

7 産業動物を診療対象とする診療施設の廃業状況

	H30年度	R1年度	R2年度	備考
産業動物診療施設	15	14	7	
都道府県(家保等)	0	0	0	
市町村	0	0	0	
農業共済組合	0	0	0	
農業協同組合	1	0	0	
中央家保管内				
県北家保管内	1			
会津家保管内				
相双家保管内				
その他法人(産業動物)	2	4	1	
中央家保管内	2	2		
県北家保管内		1	1	
会津家保管内				
相双家保管内		1		
個人開業施設(産業動物)	12	10	6	
中央家保管内	7	1	5	
県北家保管内	2	4	1	
会津家保管内	2	2		
相双家保管内	1	3		

8 診療対象飼育動物別の管理獣医師の数、活動状況等

	調査農場数	管理獣医師数	訪問戸数	備考
県全体	504	57	142	
乳用牛	37	4	4	
中央家保管内	2	1	1	
県北家保管内	1	0	0	
会津家保管内	18	0	0	
相双家保管内	16	3	3	
肉用牛	223	9	13	
中央家保管内	15	3	2	うち県外獣医師2名
県北家保管内	3	1	1	
会津家保管内	108	0	0	
相双家保管内	97	5	10	うち県外獣医師1名
豚	76	24	42	
中央家保管内	46	11	26	うち県外獣医師7名
県北家保管内	11	5	7	うち県外獣医師5名
会津家保管内	14	4	4	うち県外獣医師3名
相双家保管内	5	4	5	うち県外獣医師2名
採卵鶏	101	10	36	
中央家保管内	40	5	13	うち県外獣医師3名
県北家保管内	40	3	17	
会津家保管内	11	0	0	
相双家保管内	10	2	6	
ブロイラー	67	10	47	
中央家保管内	21	3	18	うち県外獣医師1名
県北家保管内	37	5	24	うち県外獣医師3名
会津家保管内	3	0	0	
相双家保管内	6	2	5	うち県外獣医師1名

※ 「管理獣医師」とは、農場全体の衛生管理の実施・指導について農家から委任を受け診療行為等を行う獣医師をいう。

9 産業動物診療施設における整備状況

【令和3年10月調査】

管轄家保	開設主体	調査施設数	施設の整備状況			機器の整備状況					備考
			検査室	手術室	解剖室	顕微鏡	遠心分離機	血液生化学分析装置	超音波診断装置	エックス線装置	
中央	県(家保等)	1	1	0	1	1	1	1	0	0	
	農業共済組合	4	2	0	0	0	0	0	0	2	
	農業協同組合	4	0	0	0	2	1	0	0	0	
	その他法人(産業動物)	15	6	3	3	5	4	3	5	3	
	個人開業施設(産業動物)	41	2	4	0	9	5	5	4	4	
	小計	65	11	7	4	17	11	9	9	9	
県北	県(家保等)	3	3	1	0	3	2	2	2	0	
	農業共済組合	1	0	0	0	0	0	0	1	0	
	農業協同組合	2	0	0	0	0	0	0	1	0	
	その他法人(産業動物)	6	1	1	0	1	1	1	1	2	
	個人開業施設(産業動物)	17	2	0	1	3	1	1	0	0	
	小計	29	6	2	1	7	4	4	5	2	
会津	県(家保等)	2	2	0	1	7	6	1	3	0	
	農業共済組合	1	1	0	0	1	1	1	1	0	
	農業協同組合	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	その他法人(産業動物)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	
	個人開業施設(産業動物)	10	0	0	0	2	1	0	0	0	
	小計	14	3	0	1	10	8	2	4	0	
相双	県(家保等)	1	1	0	1	1	1	1	1	0	
	農業共済組合	1	0	0	0	1	0	0	0	0	
	農業協同組合	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	その他法人(産業動物)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	
	個人開業施設(産業動物)	7	2	2	0	2	1	2	3	2	
	小計	10	3	2	1	4	2	3	4	2	
県全体	県(家保等)	7	7	1	3	12	10	5	6	0	
	農業共済組合	7	3	0	0	2	1	1	2	2	
	農業協同組合	6	0	0	0	2	1	0	1	0	
	その他法人(産業動物)	23	7	4	3	6	5	4	6	5	
	個人開業施設(産業動物)	75	6	6	1	16	8	8	7	6	
	合計	118	23	11	7	38	25	18	22	13	

10 令和2年度における獣医師の診療頭数及び平均診療時間等

(1) 福島県酪農協

施設名	項目	
県北酪農指導所	獣医師1人当たりの年間診療頭数	1,298 頭
	診療1回あたりの平均診療時間	30 分
	診療1回あたりの平均往診時間(※1)	20 分
	診療1回あたりのその他の診療に係る業務に必要な時間(※2)	60 分
	獣医師1人の1日当たりの平均診療頭数	5.1 頭
	傷病1件当たりの平均診療回数	2.5 回
県中酪農指導所	獣医師1人当たりの年間診療頭数	1,214 頭
	診療1回あたりの平均診療時間	30 分
	診療1回あたりの平均往診時間(※1)	25 分
	診療1回あたりのその他の診療に係る業務に必要な時間(※2)	60 分
	獣医師1人の1日当たりの平均診療頭数	4.8 頭
	傷病1件当たりの平均診療回数	2.5 回
県南酪農指導所	獣医師1人当たりの年間診療頭数	1,583 頭
	診療1回あたりの平均診療時間	30 分
	診療1回あたりの平均往診時間(※1)	30 分
	診療1回あたりのその他の診療に係る業務に必要な時間(※2)	60 分
	獣医師1人の1日当たりの平均診療頭数	6.2 頭
	傷病1件当たりの平均診療回数	2.5 回

(2) NOSAI福島

施設名	項目	
県北家畜診療センター	獣医師1人当たりの年間診療頭数	567 頭
	診療1回あたりの平均診療時間	30 分
	診療1回あたりの平均往診時間(※1)	40 分
	診療1回あたりのその他の診療に係る業務に必要な時間(※2)	20 分
	獣医師1人の1日当たりの平均診療頭数	6 頭
	傷病1件当たりの平均診療回数	3.5 回
いわせ石川家畜診療センター	獣医師1人当たりの年間診療頭数	643 頭
	診療1回あたりの平均診療時間	30 分
	診療1回あたりの平均往診時間(※1)	40 分
	診療1回あたりのその他の診療に係る業務に必要な時間(※2)	20 分
	獣医師1人の1日当たりの平均診療頭数	7 頭
	傷病1件当たりの平均診療回数	2.9 回
郡山田村家畜診療センター	獣医師1人当たりの年間診療頭数	399 頭
	診療1回あたりの平均診療時間	30 分
	診療1回あたりの平均往診時間(※1)	40 分
	診療1回あたりのその他の診療に係る業務に必要な時間(※2)	20 分
	獣医師1人の1日当たりの平均診療頭数	5 頭
	傷病1件当たりの平均診療回数	3.0 回
白河家畜診療センター	獣医師1人当たりの年間診療頭数	646 頭
	診療1回あたりの平均診療時間	30 分
	診療1回あたりの平均往診時間(※1)	40 分
	診療1回あたりのその他の診療に係る業務に必要な時間(※2)	20 分
	獣医師1人の1日当たりの平均診療頭数	8 頭
	傷病1件当たりの平均診療回数	3.3 回
会津家畜診療センター	獣医師1人当たりの年間診療頭数	423 頭
	診療1回あたりの平均診療時間	30 分
	診療1回あたりの平均往診時間(※1)	40 分
	診療1回あたりのその他の診療に係る業務に必要な時間(※2)	20 分
	獣医師1人の1日当たりの平均診療頭数	4 頭
	傷病1件当たりの平均診療回数	2.7 回
浜通り家畜診療センター	獣医師1人当たりの年間診療頭数	401 頭
	診療1回あたりの平均診療時間	30 分
	診療1回あたりの平均往診時間(※1)	40 分
	診療1回あたりのその他の診療に係る業務に必要な時間(※2)	20 分
	獣医師1人の1日当たりの平均診療頭数	5 頭
	傷病1件当たりの平均診療回数	2.7 回

※1 平均往診時間:診療所から農場への移動時間

※2 その他の診療に係る業務に必要な時間:診療に係る準備、診療後の検査等の時間

11 獣医療等に関する学会、研修会、講習会等の開催状況

(1) 福島県酪農協

【令和2年度】

開催時期	学会、研修会、講習会の名称	主催者	対象者
7月	業績発表会	福島県酪農協	組合獣医師職員、組合職員
毎月	臨床研究会	福島県酪農協	組合獣医師等

【令和元年度】

開催時期	学会、研修会、講習会の名称	主催者	対象者
7月	業績発表会	福島県酪農協	組合獣医師職員、組合職員
毎月	臨床研究会	福島県酪農協	組合獣医師等

【平成30年度】

開催時期	学会、研修会、講習会の名称	主催者	対象者
7月	業績発表会	福島県酪農協	組合獣医師職員、組合職員
毎月	臨床研究会	福島県酪農協	組合獣医師等

(2) NOSAI福島

【令和2年度】

開催時期	学会、研修会、講習会の名称	主催者	対象者
8月	家畜診療技術研究体験発表会	NOSAI福島	組合獣医師職員

【令和元年度】

開催時期	学会、研修会、講習会の名称	主催者	対象者
7月	家畜診療技術研究体験発表会及び獣医師職員研修会	NOSAI福島	組合獣医師職員

【平成30年度】

開催時期	学会、研修会、講習会の名称	主催者	対象者
7月	家畜診療技術研究体験発表会及び獣医師職員研修会	NOSAI福島	組合獣医師職員

(3) 県獣医師会

【令和2年度】

※ 新型コロナウイルス感染防止等のため中止

【令和元年度】

開催時期	学会、研修会、講習会の名称	主催者	対象者
7月	小動物症例研究会	県獣医師会	県獣医師会小動物会員
	小動物臨床講習会(日本獣医師会委託)	日本獣医師会(開催担当:県獣医師会)	東北地区獣医師会小動物会員
9月	シニア向け講習会	県獣医師会	県獣医師会県南支部会員
10月	獣医学術東北地区学会	県獣医師会	日本獣医師会会員
11月	産業動物臨床並びに獣医公衆衛生合同講習会	県獣医師会	県獣医師会会員、生産者団体等

【平成30年度】

開催時期	学会、研修会、講習会の名称	主催者	対象者
6月	シニア向け講習会	県獣医師会	県獣医師会相双支部会員
7月	小動物症例研究会	県獣医師会	県獣医師会小動物会員
	小動物臨床講習会	県獣医師会	県獣医師会小動物会員、東北地区獣医師会会員
10月	公衆衛生推進事業講習会(日本獣医師会委託)	日本獣医師会(開催担当:県獣医師会)	東北地区獣医師会会員
11月	産業動物臨床講習会	県獣医師会	県獣医師会会員

(4)福島県農林水産部

【令和2年度】

開催時期	学会、研修会、講習会の名称	主催者	対象者
8月	令和2年度第1回技術研修会(病性鑑定)	農林水産部畜産課	家保
8～9月	令和2年度福島県家保研修	農林水産部畜産課	獣医学生
10～12月	各地方特定家畜伝染病防疫演習	各家保、各農林事務所	各地方連絡会議構成員、関係団体等
12月	令和2年度第2回技術研修会(病性鑑定)	農林水産部畜産課	家保
2月	第61回福島県家畜保健衛生業績発表会	農林水産部畜産課	家保

【令和元年度】

開催時期	学会、研修会、講習会の名称	主催者	対象者
7月	令和元年度第1回技術研修会(病性鑑定)	農林水産部畜産課	家保
	第58回福島県獣医畜産技術総合研究発表会	農林水産部畜産課	家保、畜産研究所、農林事務所、公衆衛生機関、畜産関係団体
8月	令和元年度福島県高病原性鳥インフルエンザ机上防疫訓練	農林水産部畜産課	県内家さん飼養者、畜産関係団体、防疫協定締結団体、自衛隊、市町村、県関係機関、東北農政局、北海道・東北各県及び近隣県畜産主務課
8～9月	令和元年度福島県家保研修	農林水産部畜産課	獣医学生
10～1月	各地方特定家畜伝染病防疫演習	各家保、各農林事務所	各地方連絡会議構成員、関係団体等
12月	令和元年度第1回家畜衛生伝達講習会	農林水産部畜産課	家保、畜産研究所
1月	第60回福島県家畜保健衛生業績発表会	農林水産部畜産課	家保、畜産研究所、農林事務所、公衆衛生機関、関係団体
2月	令和元年度第2回技術研修会(病性鑑定)	農林水産部畜産課	家保
	令和元年度獣医学生福島体験研修	農林水産部畜産課	獣医学生
3月	令和元年度第2回家畜衛生伝達講習会	農林水産部畜産課	家保、畜産研究所

【平成30年度】

開催時期	学会、研修会、講習会の名称	主催者	対象者
6月	平成30年度技術研修会(豚採血)	農林水産部畜産課	家保
7月	令和30年度第1回技術研修会(病性鑑定)	農林水産部畜産課	家保
8月	平成30年度福島県高病原性鳥インフルエンザ机上防疫訓練	農林水産部畜産課	県内家さん飼養者、畜産関係団体、防疫協定締結団体、自衛隊、市町村、県関係機関、東北農政局、北海道・東北各県及び近隣県畜産主務課
8～9月	平成30年度福島県家保研修	農林水産部畜産課	獣医学生
10～11月	各地方特定家畜伝染病防疫演習	各家保、各農林事務所	各地方連絡会議構成員、関係団体等
1月	第59回福島県家畜保健衛生業績発表会	農林水産部畜産課	家保、畜産研究所、関係団体
2月	令和30年度第2回技術研修会(病性鑑定)	農林水産部畜産課	家保
	平成30年度獣医学生福島体験研修	農林水産部畜産課	獣医学生
3月	平成30年度家畜衛生伝達講習会	農林水産部畜産課	家保、畜産研究所